

議案第6号

特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものに対する通勤費用相当分の費用弁償を支給することとし、また、保育専門員の報酬額について見直しを行い、附属機関の委員について新たに追加するもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 特別職の職員で非常勤のものものうち、長与町職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。)第9条の3第1項各号に規定する事由に該当すると認められるものについては、通勤のために要する費用(以下「通勤費用」という。)を費用弁償として支給することができる。
- 5 通勤費用の額、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤費用の支給及び返納に関し必要な事項については、給与条例第9条の3に定める通勤手当の例による。ただし、その任用形態により、任命権者が最も経済的かつ合理的と認める場合は、その通勤費用の額及び支給額の改定については、規則で定めるところによる。

別表中

「

介護保険専門員	〃 165,000
介護保険認定調査員Ⅰ	〃 162,500 加算額 1月の調査件数が35件を超える場合、その超える件数1件につき4,000

」を

「

介護保険専門員Ⅰ	〃 165,000
介護保険専門員Ⅱ	時間額 1,220
介護保険認定調査員Ⅰ	月額 162,500 加算額 1月の調査件数が35件を超える場合、その超える件数1件につき4,000

」に、

「

保育専門員	〃 167,500
-------	-----------

」を

「	保育専門員	”	180,000
---	-------	---	---------

」に

改め、同表町長の部に次のように加える。

長与町避難行動要支援者避難支援連絡	委員長	”	7,400
協議会	委員	”	7,000

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。